

## 会議録（平成26年度第5回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成26年11月11日（火） 午後1時30分～午後4時45分
- 2 場 所 愛知県東大手庁舎 409会議室
- 3 出席者  
（委員）魚住委員、梅原委員、千家委員、田中委員、柘植委員、中村委員、水谷委員  
（県建設部）道路建設課主幹、港湾課主幹、建設企画課主幹、公園緑地課課長補佐、  
道路維持課課長補佐 他  
（県農林水産部）農林検査課長 他
- 4 会議次第
  - (1)開会
  - (2)議事
    - ① 第4回委員会会議録の確認について
    - ② 第4回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について
    - ③ 第6回委員会審議対象事業の抽出について
    - ④ 対象事業の審議  
【再評価】港湾事業、道路事業  
【事後評価】道路事業
    - ⑤ その他
  - (3)閉会

## 1 第4回委員会会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

## 2 第4回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

### ①都市公園事業：東三河ふるさと公園

公園緑地課から修正箇所を説明。

特に意見無し。

[結論] 了承する。

### ②交通安全対策事業：(主)岡崎碧南線、(主)田原高松線

道路維持課から修正箇所を説明。

[委員] 「事業期間に対する評価」について、5年が8年に延びた結果が記されており、評価が書かれていない。良かったのか、妥当だったのか、駄目だったのか、そのような評価を書くべきではないか。

[委員] 前回は「妥当である」という表現を問題視して、今回「8年になった」という結果のみになってしまった。これは評価になっていない。

[県] 結果的に、事業期間が8年間となってしまった。本来は5年間で終える事業であると考えますが、対応方針案の「同種事業に反映する事項」で、事業の必要性をより詳しく説明するなど、地元及び地権者とのさらなる合意形成に努め、用地買収を計画どおりに進めるように考えている。また、事業期間の設定につきましてもそのようなことを踏まえまして設定していこうかと考えている。

[委員] 対応策はわかりやすく書かれており、良い。事業評価は結果に基づき分析し評価(evaluation)することである。最初の目標がどうなったのか再評価付けをすることで、対応方針を考えることなので、評価をきちんとすべきだが、評価は難しいのか。

[県] 現場により状況が違うので、一概に比較できない。今回の現場の場合は薄く土地を買収するため、用地交渉が困難であった。バイパス事業のように円滑に用地買収が進まないことなどを考慮して事業計画をしていきたい。

[委員] 事業目的、事業目標に対してどのような結果になったのかを評価すれば良い。

[結論] 事業期間について、事実に加えて評価を実施することで了承する。

### ③交通安全対策事業：(一) 長洞犬山線

道路維持課から修正箇所を説明。

[委員] 未買収用地の山神様の用地取得について、地元にも所有権の移転をしていただけの組織団体を作っていただくことに難色を示しているということだが、今後の目処はあるのか。

[県] 実際のところ、地元から断られている状況である。

[委員] 所有権を移転できるような組織団体をつくるというのは、法人格を持つような団体なのか。

[県] この事業だけに組織団体を作るとお金が掛かること、地区全員の同意が必要などの理由から市道の付け替えだけに団体を作ることにはできないと言われている。事業中は他の方法も考えて、用地取得に努める。

[委員] 地元とはどのようなものか。所有権移転に際し、今回のように団体を作って用地買収を進めていくことは一般的なことなのか。

[県] 当該土地は地区の共有地であり、地区の総意で管理できる団体を作ってもらい用地買収するパターンは行政ではよくある。

[委員] 確認ですが、法人格を立ち上げるということではよろしいですか。単に町内会のような団体では所有権移転できないのか。

[県] 財産を管理してもらい、お金のやり取りの窓口となる団体を作ってもらうこととなる。

[委員] 見たことの無い例だが、共有地の土地の所有権移転について法務局には相談したのか。

[県] 行政としての相談窓口は法務局であり、相談の結果、このような手法が一般的になっていると思われる。

[委員] 通常では相続人を探り、裁判をするのだが。

[県] 相手がわからないのです。

[委員] 土地の名義を移すことが目的ならお金をどうするかが問題であり、供託でも良いのではないか。法務局と協議をして登記を移す手段を決定することが必要だと思う。

[委員] 美濃加茂市の例では水神様を移転するときに、近くの防災公園に水神様を移転して地域のコミュニティの中に入れた。このように、地域のコミュニティに取り込めるようなものを考え、地域を巻き込んで事業を進められるようにすると良いかと思う。

[結論] 未買収用地について、具体的に今後どのようにするのかを示していただく。

### 3 第6回委員会審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員] 第6回の対象事業は、農業農村整備事業の事前評価10件、街路事業の再評価2件、事後評価2件、合計14件となっている。

なお、事前評価を優先することになっているので、再評価、事後評価については最低限の1件を抽出することとし、残り審議可能な5件を事前評価にあてたいと思う。

事前評価は全て農業農村整備事業となっているが、細事業名の事業種別が、経営体育成基盤整備事業、たん水防除事業、地盤沈下対策事業に分類することができるので、抽出率のバランスを考慮しながら、順に審議すべき事業を選定した。

まず、経営体育成基盤整備事業は、事業費が大きい4番二回地区、事業費は小さいものの事業内容が複数工種で構成されている1番服政地区を抽出している。

次に、たん水防除事業の4件については、工種の構成に大きな差がないことから、事業費が大きい順に5番新十三沖永地区、6番阿久比2期地区を抽出している。

最後に地盤沈下対策事業の2件については、たん水防除事業同様、事業費に着目し、10番飛島北部地区を抽出している。

次に、再評価については、2件とも街路事業である。

1 1 番布袋駅線は過去に審議されておらず、事業費も200億円を超える大規模事業となっているので、審議対象にする。

最後に事後評価について、これも2件とも街路事業である。

事業規模に大きな差はありませんが、1 3 番西春駅西線は過去に審議されていないこと、電線共同溝の整備を合わせて実施していることを勘案し、審議対象とする。

以上、事前評価から5件、再評価から1件、事後評価から1件を審議対象としてご提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

#### 4 対象事業の審議

##### 【再評価の審議】

##### (1) 港湾事業

##### ① 港湾事業に係る費用対効果の算出手法について

港湾課から説明。

特に意見無し。

##### ② 港湾事業：三河港御津地区の審議

港湾課から説明

[委員] 今後の事業進捗の見込みの欄に「阻害要因なし」と記載があるが、判定は「多少の阻害要因がある」。整合していないため修正をお願いします。

[県] 修正する。

[結論] 今後の事業進捗の見込み欄を修正することを条件に了承する。

##### ③ 港湾事業：三河港蒲郡地区の審議

港湾課から説明

[委員] 「船舶の大型化」、「喫水調整」と言葉があり目的がわかりづらいので統一をお願いします。今後の事業進捗の見込みの欄に「阻害要因なし」と記載があるが、判定は「多少の阻害要因がある」。整合していないため修正をお願いします。

[県] 修正する。

[委員] 事業期間が長くなると事業費は増えるのか。

[県] 増えない。

[結論] 今後の事業進捗の見込み欄を修正することを条件に了承する。

## (2)道路事業

### ①道路事業に係る費用対効果の算出手法について

道路建設課から説明。

特に意見無し。

### ②多車線計画道路の暫定2車線整備について

道路建設課から説明。

[委員] 暫定2車線整備については否定しているわけではないが、完成形にするための追加工事を考えると、構造物の少ない平地部では完成形の方が有効ではないかと思う。

[県] 今後も多車線計画の事業は出てくるため、どういった整備方針とするか、よく検討し事業評価監視委員会に諮る。

### ③道路事業：主要地方道名古屋岡崎線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業期間が2年延長していることについて、その分の便益が得られないことは勿体ないと感じる。その理由として、一部用地買収に日時を要しているとのことだが、今後地権者の合意形成のためにどうしていくかということについて記述をしてほしい。

[県] 日時を要した要因について、表現を追加する。

[委員] 今回は都市計画決定されている道路だが、事業期間が延長することで都市計画上の地権者には財産制限等の制約はかからないのか。

[県] 買収時期が遅れることで地権者には無理を強いることになってしまうが、都市計画法に基づき木造2階建て程度の物件を建てる事等の土地利用は可能であ

る。

[結論] 今後の事業進捗の見込みについて、今後の買収方針を追記することを条件として、対応方針（案）を了承する。

#### ④道路事業：国道419号梅坪拡幅の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業のあらましについて、「歩道も幅員狭小であるため、自転車、歩行者も危険にさらされている」と記載があるが、自転車は道路を走ることを義務付けている現状があるため、修正したほうが良い。

[県] ご指摘の通りのため、修正する。

[結論] 事業のあらましについて、「歩道も幅員狭小であるため、自転車、歩行者も危険にさらされている」の表現を修正することを条件として、対応方針（案）を了承する。

### 【事後評価の審議】

#### (1)道路事業

##### ①道路事業：主要地方道名古屋岡崎線の審議

道路建設課から説明。

[委員] ハイウェイオアシス出入口交差点において「危険に思った」という意見があるため、「Ⅱ評価」に記載するとともに、同種事項に反映すべき事項の内容を具体的に示したほうがよい。

[県] 具体的な内容を補足します。

[委員] 今回の事業評価対象区間は暫定2車線整備で行っているものの、伊勢湾岸自動車道豊田南インターチェンジ前後は4車線整備としている。暫定2車線の区間で渋滞は起きていないのか。また4車線から2車線に狭くなる箇所での渋滞はないのか。

[県] ハイウェイオアシス付近では休日渋滞が発生することもあるが、暫定2車線の区間では全体的に渋滞は発生しない。むしろ豊田南インターチェンジの出入り交通量が多いため、4車線整備している区間では混雑している。4車線区間には国道155号と交差しており、ここに流出入があるため、暫定2車線区間への影響は少ない。

[委員] 今回の事業で、4車線整備の区間の再検討はする必要はないが、今後暫定2車線整備予定の区間について、4車線整備区間をどうとるか、よく検討してほしい。

[結論] 同種事項に反映すべき事項を具体的に記載することを条件として、対応方針（案）を了承する。

## ②道路事業：主要地方道豊田安城線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業実施による環境の変化について、CO<sub>2</sub>等の削減が期待できるとあるが、消極的な表現のため、「効果があったと判断する」等の表現に修正したほうが良い。

[県] 数字上では一定の効果は確認しているため、表現を改める。

[委員] 工期延長もなく、うまくいった事業であるが、良かった要因はあるか。

[県] 本路線は物流・自動車産業を支える路線であり、予算付けの際に事業の必要性を訴えることについて、うまく出来たのではないかと思われる。

[結論] 事業実施による環境の変化の表現を変更することを条件として、対応方針（案）を了承する。

## ③道路事業：国道151号三輪バイパスの審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業効果の発現状況の事業期間・事業費に対する評価について、やむを得ないものであったと書いてあるが、第3者的な表現のため、反省すべき点等の表現にしたほうが良い。

[県] ご指摘の通りのため、修正する。

[委員] ヒアリング・アンケートの結果から自動車を利用する人向けの内容がほとんどだと思われるが、自転車利用者や歩行者の意見を反映できるような調査内容になっていたのか。

[県] 自動車利用者の視点が大半を占めており、自転車利用者や歩行者については自由意見という項目からしか判断できない。

[委員] 地域の暮らしのための道路であれば自転車利用者・歩行者の視点も重要であるため、今後事後評価のアンケート等に反映してほしい。

[委員] 旧道のトンネルは現在どうなっているのか。

[県] 旧道のトンネルは老朽化も進んでおり、沿道利用もないことから、現在はフェンスを立てて通行できない状況になっている。

[結論] 事業効果の発現状況の事業期間・事業費に対する評価について、表現を変更することを条件として、対応方針（案）を了承する。

以上。